

# 人材開発施策について

# 障害者職業能力開発校の概要

一般の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な重度障害者等に対して、その障害の態様に配慮した職業訓練を実施

## ○国立機構営校（2校）

・国が設置し、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する障害者職業能力開発校  
・先導的な職業訓練実施の成果をもとに、職業訓練内容、指導技法等を他の障害者職業能力開発校等に提供することにより、障害者職業訓練全体のレベルアップに貢献

- 中央障害者職業能力開発校（国立職業リハビリテーションセンター）
- 吉備高原障害者職業能力開発校（国立吉備高原職業リハビリテーションセンター）

## ○国立県営校（11校）

・国が設置し、都道府県に運営を委託

- 北海道障害者職業能力開発校
- 宮城障害者職業能力開発校
- 東京障害者職業能力開発校
- 神奈川障害者職業能力開発校
- 石川障害者職業能力開発校
- 愛知障害者職業能力開発校
- 大阪障害者職業能力開発校
- 兵庫障害者職業能力開発校
- 広島障害者職業能力開発校
- 福岡障害者職業能力開発校
- 鹿児島障害者職業能力開発校

## ○県立県営校（6校）

- 青森県立障害者職業訓練校
- 千葉県立障害者高等技術専門校
- 岐阜県立障がい者職業能力開発校
- 静岡県立あしたか職業訓練校
- 京都府立京都障害者高等技術専門校
- 兵庫県立障害者高等技術専門学院

# 障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の概要

ハローワーク求職障害者の就職を実現する等のため、国と都道府県とが委託契約を結び都道府県が事業の実施主体となって、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な訓練委託先を活用し、障害者が住む身近な地域で多様な職業訓練を実施することにより、障害者の職業能力の開発・向上を図る。

(地域)

厚生労働省

委託契約

都道府県（職業能力開発校・障害者職業能力開発校）

委託契約

委託訓練実施機関（民間団体）

職業能力開発促進法  
第15条の7第3項に基づき実施

<委託先>

企業

社会福祉法人

NPO法人

民間教育訓練機関

<対象者> 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者

- ・ 障害者手帳を有する者
- ・ 医師の診断書や意見書等により障害を有することが確認できる者

<訓練内容>

- 訓練期間：原則3月以内・月100時間が標準
- 委託費：原則訓練受講生1人当たり月6万円又は9万円が上限

<訓練コース>

- ① 知識・技能習得訓練コース（知識・技能の習得） ※障害者向けデュアルシステムも実施可能
- ② 実践能力習得訓練コース（企業等の現場を活用した実践的な職業能力の開発・向上）
- ③ e-ラーニングコース（訓練施設へ通所困難者等を対象としてIT技能等の習得）
- ④ 特別支援学校早期訓練コース（内定を得られない生徒を対象として、在学中から実践的な職業能力の開発・向上）
- ⑤ 在職者訓練コース（雇用継続に資する知識・技能の習得）

連携

障害者団体

特別支援学校

福祉・医療・保健機関

労働局・ハローワーク

障害者

求職  
申込み

受講  
あっせん

職業相談

ハローワーク

訓練修了

職業紹介

就職

企業



# 障害者職業訓練実施状況

(単位：人)

	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率	受講者数	就職率
障害者職業能力開発校 における職業訓練	1,808	—	1,856	—	1,740	—	1,734	—	1,525	—
離職者訓練	1,583	71.6%	1,599	69.2%	1,456	71.1%	1,385	65.8%	1,327	62.9%
在職者訓練	225	—	257	—	284	—	349	—	198	—
一般校における 障害者職業訓練	625[304]	77.1%	651[322]	78.2%	653[307]	75.8%	633[268]	73.2%	690[285]	71.6%
障害者の多様なニーズに 対応した委託訓練	3,845	—	3,704	—	3,283	—	3,065	—	2,533	—
離職者訓練	3,698	46.2%	3,503	49.7%	3,073	52.2%	2,863	48.8%	2,339	48.5%
在職者訓練	147	—	201	—	210	—	202	—	194	—
合 計	6,278	—	6,211	—	5,676	—	5,432	—	4,748	—

(資料：定例業務統計報告、障害者委託訓練実施状況報告)

注1 就職率は、訓練修了3ヶ月後の就職状況を元に算出。

注2 一般校における障害者職業訓練の就職率は、一般校で設定している障害者対象訓練科の受講者数[カッコ内]の就職率を算出。

注3 受講者数は当該年度訓練開始者及び前年度繰越者の合計を記載。